

短期

公益財団法人フクシマグローバル人材支援奨学財団

2019 年度 奨学生募集要項

<法人の概要>

設立年月日 : 2017 年 8 月 9 日

目 的 : 海外の大学等で学ぶ優秀な者に対する奨学援助を行い、国際的な感覚と視野に富んだ、幅広くグローバルに活躍ができる人材の育成に寄与することを目的とする。

所 在 地 : 〒555-0012

大阪市西淀川区御幣島 3 丁目 16 番 11 号

(福島工業株式会社 内) TEL: 06-7176-7890

代表理事 : 福島 裕

<代表理事よりご挨拶>

情報化社会が益々進み、世界が大きく変わろうとしています。

一国の中だけの知識や経験ではグローバル化する社会を生き抜いてゆくことはできません。国外へ出て、言葉や文化の壁を乗り越えて専門分野の学びを深め、多様な人材と交流し、得難い体験をしていただきたい。学生だからできるそのようなチャンスをつかみ、自らの能力を高め、是非優秀なグローバル人材へと成長していただきたいのです。

1. 奨学生制度の概要

- 募集対象 日本から諸外国の大学等へ、2週間以上6ヶ月未満の期間留学する、2019年4月1日現在で25歳以下の日本国籍を有する学部生
※30万円以上の留学プログラム（学費・住居費・往復渡航費含）を利用する方が対象となります。

- 奨学金
 - (1) 給付額（返還義務なし）
300,000円／1回
 - (2) 給付方法
2019年7月末に一括で、日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座に振り込みます。

- 募集方法 各大学の海外派遣留学担当窓口を通じて募集します。

- 募集人数 2019年度は15名程度を予定

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 下記の推薦依頼校に正規に在籍し、2019年4月1日現在で25歳以下の日本国籍を有する学部生（留学目的以外の日本学生支援機構等、他の団体より奨学金を受けているものも可）
[推薦依頼校]（50音順）
 - ・大阪大学 ・関西大学 ・早稲田大学
- (2) 在籍大学を通じて諸外国の大学等へ2週間以上6ヶ月未満の留学を計画し、本奨学金の受給決定以降、2019年度中に留学を開始する予定の者
- (3) 留学に関する費用（学費・住居費・往復渡航費含）が30万円以上であること。
- (4) 品行方正で学業成績が優秀な留学を完遂できる者
- (5) 当財団が要請するレポート及び留学終了後給付期間中の成績証明書を提出できる者
- (6) 年に1回程度大阪で開催する奨学生同士の親睦会、または当財団を通じたグローバル人材育成支援を目的とした会に積極的に参加できる者
- (7) 他の奨学金の受給を目的として当財団からの奨学金受給を辞退しない者
- (8) 名目の如何にかかわらず渡航費以外で他の奨学支援団体等から留学に関する奨学金を受給していない者
- (9) 世帯年収（父母共働きの場合は父母の合算額）の合計が1,500万円以下であること。

※渡航費とは、往復航空券（エコノミークラスに限る）、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設料、海外諸税、海外傷害（旅行）保険、査証及び旅券の取得手続きに要する

諸費用、健康診断料・予防接種料を含み、その他当財団が認める費用のことを指します。
※国内の学生生活支援に関する奨学金については併給可能とします。

3. 応募の手続き

(1) 応募方法

奨学金の給付を希望される方は、下記(2)の必要書類を整え、2019年5月27日(月)～2019年6月8日(土)までの間に在学する大学を経て当財団に申請していただきます。

※各大学の各大学の海外派遣留学担当窓口を通じて募集致します。

(2) 必要書類

- ① 奨学生願書(写真は書類の提出3ヶ月以内に撮影されたもの)
- ② 指導・担当・所属学部教官等の推薦状
- ③ 最新の成績証明書(原本)※大学1年次から現在までの成績を証明するもの
- ④ 在籍証明書(原本)
- ⑤ 留学派遣される予定であることを証明する書類(在籍大学発行のもの)

(3) 受付期間

2019年5月27日(月)～2019年6月8日(土) 必着

(4) 応募書類送付先

〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島3丁目16番11号
公益財団法人フクシマグローバル人材支援奨学財団

※お問い合わせは各大学の海外留学派遣窓口へお願い致します。

4. 選考・採択内定

推薦依頼校から推薦を受けた応募学生について、当財団の奨学生選考委員会により、書類審査による選考を行います。選考結果は、推薦依頼校を通して本人に通知します。

なお、採択内定通知は7月上旬の予定となります。

5. 奨学金の休止、停止について

奨学生が留学を中止したときは、奨学金の給付を休止することとなります。また、奨学生の学業又は品行などの状況により指導上必要があると認められたとき、及び反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したときは、奨学金の給付を停止し返還を求めます。

6. 給付後の説明

当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について、一切の制約を課すものではありません。